

建設緑政局関係議案資料 (その2)

議案第34号

黒川海道特別緑地保全地区用地の取得について

建設緑政局

議案第34号 黒川海道特別緑地保全地区用地の取得について

1 黒川海道特別緑地保全地区の概要

- 所在地 麻生区黒川字海道1402番ほか
- 都市計画面積 約 8.6ha（平成24年11月21日 告示）
- 区域区分 市街化調整区域
- 植生 主にコナラ、クヌギ等から構成される樹林地と、草地及び湿地

2 特別緑地保全地区の土地の買入れ申出制度

特別緑地保全地区は、都市における良好な自然的環境となる緑地を現状凍結的に保全する制度です。こうしたことから、都市緑地法では、地区内において、建築物等の新築、宅地の造成、木竹の伐採などの行為には市長の許可が必要となり、緑地の保全上支障があると認めるときは許可をしなければならないとされております。

これにより、土地所有者が許可を受けることができないため、その土地の利用に著しい支障をきたす場合に、市長に対して土地の買入れを申し出ることができ、市はその土地を買入れるものとされております。

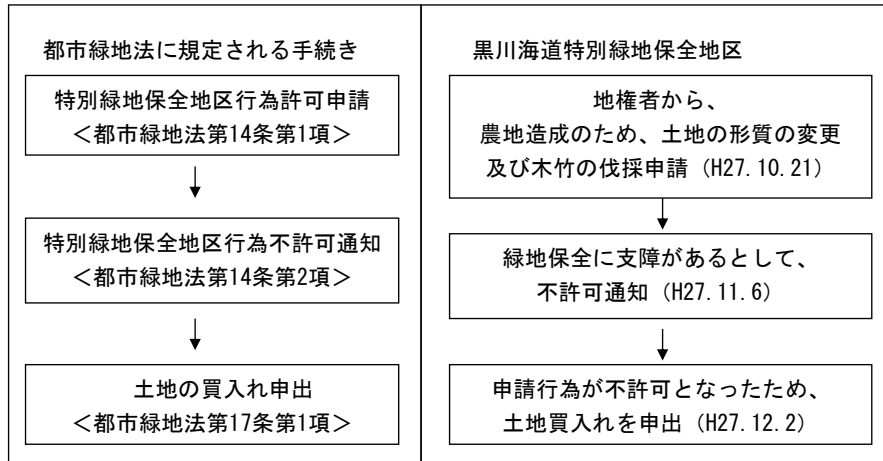


図-1 都市緑地法に規定される手続きについて

3 今後の予定

平成29年1月18日付で、土地売買仮契約（取得面積 10,105.74㎡、取得価格 151,525,314円）を締結しております。この契約は、本議案の議決をもって、本契約とみなされるもので、その後、土地の引き渡しを受ける予定です。

4 区域図及び現況写真

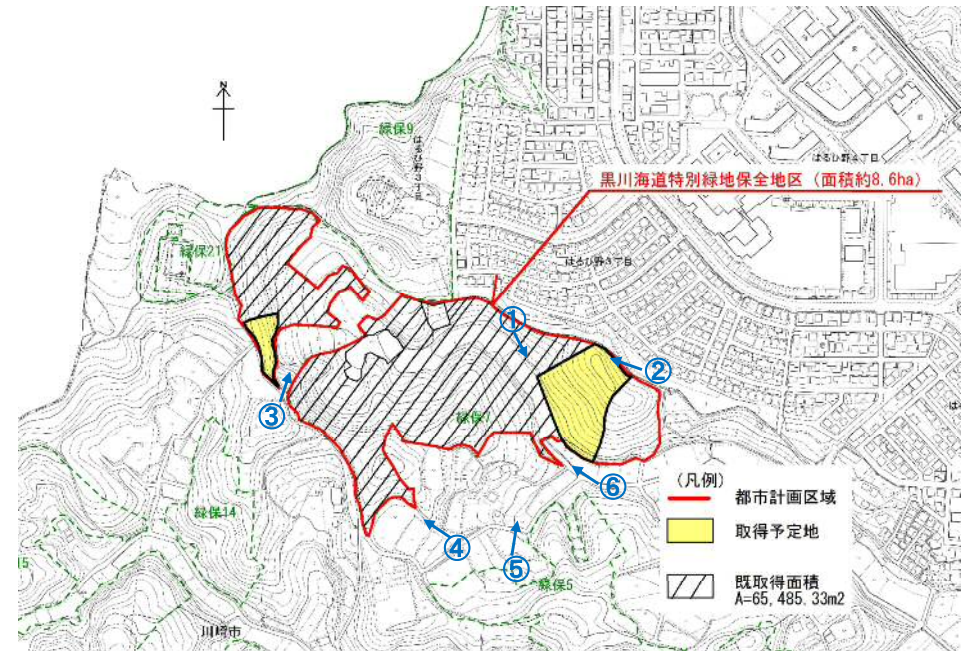


図-2

